



各 位

会 社 名 株式会社創建エース
代表者名 代表取締役会長兼社長 西 山 由 之
(コード番号 1757 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役管理本部長 南 條 和 広
(フリーコール:0120-998-050)

当社株式の上場廃止の決定および整理銘柄の指定に関するお知らせ

当社は、昨日付で、株式会社東京証券取引所より、当社株式を整理銘柄に指定し2025年9月19日付けで上場廃止とする旨の通知を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

このような決定を受ける事態となりましたことを、株主の皆様をはじめとする関係各位の方々に深くお詫び申し上げます。

記

1. 上場廃止および整理銘柄指定について

(1) 銘柄

株式会社創建エース (コード:1757、市場区分:スタンダード市場)

(2) 整理銘柄指定期間

2025年8月18日(月)から2025年9月18日(木)まで

(3) 上場廃止日

2025年9月19日(金)

(注) 速やかに上場廃止すべき事情が発生した場合は、上記整理銘柄指定期間および上場廃止日を変更することがあります。

(4) 理由(関連条項)

上場会社が有価証券報告書等に虚偽記載を行い、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると当取引所が認める場合に該当するため(有価証券上場規程第601条第1項第8号)

(5) 理由の詳細

株式会社創建エース(以下「同社」という。)は、2025年6月30日に特別調査委員会の調査報告書を開示し、同年8月7日に、2022年3月期第2四半期から2025年3月期中間期までの有価証券報告書等の訂正報告書を提出しました。

同社が訂正した内容は、2022年3月期から2024年3月期までの連結累計売上高約87億円のうち、架空と認められた売上高約73億円(約84.7パーセント)が取り消され、かつ、最終利益が黒字から赤字に転落する期があるなど、投資者の投資判断を大きく誤



らせる虚偽記載であると認められます。

本件虚偽記載の原因となった架空と認められた取引は、2022年3月期に当時の同社代表取締役社長および当時の同社管理本部長が主導して特定の建設会社との間で開始されました。当該取引の具体的内容は、同社子会社が、長期間にわたって、実質的には当該建設会社との間の資金供与又は資金回収となる取引を、当該建設会社からの工事の受注と、当該建設会社と実質的に一体である下請け会社等への工事の発注とするものでした。そして、当時の同社管理本部長らは、同社子会社による経済実態のない取引である可能性を認識しつつ、取引証憑を形式的に揃えるなど、取引の仮装を繰り返していました。

同社においては、2023年6月に当該取引を行った当時の経営陣が退任し、現在の経営陣により当該取引を中止するなど一定の対応を図っておりましたが、現在の経営陣の下での経営状況等を考慮しても、同社株式の上場を維持すれば当該取引所の金融商品市場に対する投資者の信頼を著しく毀損すると認められるため、同社株式の上場廃止を決定し、整理銘柄に指定することにしました。

2. 今後の見通し

当社株式は、2025年8月18日（月）から2025年9月18日（木）までの期間、整理銘柄に指定され、2025年9月19日（金）に上場廃止となる予定です。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、あらためて深くお詫び申し上げます。

以上